

特別養護老人ホーム料金表 R8.4.1～

サービス利用料金 (1日あたり)

要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用に係る自己負担額		589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
2. 加算		日常生活継続支援加算				36 単位
		看護体制加算				4 単位
		夜勤職員配置加算				13 単位
3. 居住費 ※1	個室					1,230 円
	多床室					915 円
4. 食事に係る自己負担額 ※1						1,650 円

注) 日野町は7級地で「厚生労働大臣が定める一単位の単価」1単位=10.14円となります
(小数点以下は切り下げで算出)

※1 所得に応じて減額制度があります

◆自己負担額 <1か月(30日)食費込み>

負担割合 1割

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	105,930 円	108,059 円	110,280 円	112,410 円	114,508 円
多床室	96,480 円	98,609 円	100,830 円	102,960 円	105,058 円

負担割合 2割

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	125,460 円	129,718 円	134,160 円	138,419 円	142,616 円
多床室	116,010 円	120,268 円	124,710 円	128,969 円	133,166 円

負担割合 3割

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	144,989 円	151,377 円	158,040 円	164,428 円	170,724 円
多床室	135,539 円	141,927 円	148,590 円	154,978 円	161,274 円

※保険分の一部負担金には1円以下の金額が発生することがあるため、実際の請求金額と上記表は異なる場合があります。

その他加算

		単位
外泊加算 (6 日間限度)		246 単位
初期加算 (30 日限度)		30 単位
看取り介護 加算	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位
	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位
	死亡日以前 2 日又は 3 日	680 単位
	死亡日	1,280 単位
介護職員等処遇改善加算		1 ヶ月当たりの総利用単位数の 14.0%

1 単位 = 10.14 円

食費・居住費の減額制度

利用者負担段階	対象者	食費	居住費	
			従来型個室	多床室
第 1 段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	300 円	380 円	0 円
第 2 段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	390 円	480 円	430 円
第 3 段階①	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	650 円	880 円	430 円
第 3 段階②	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の方	1,360 円	880 円	430 円
第 4 段階	・上記以外の方	1,650 円	1,230 円	915 円

※上記要件を満たしていても下記に当てはまる場合は第 4 段階となります。

○別世帯の配偶者が市町村民税課税である方

○本人、配偶者の預貯金等の合計額が単身の場合 1000 万円、夫婦の場合は 2000 万円を超える場合

社会福祉法人等利用者負担軽減制度

対象者の条件	減額割合
<p>市町村民税非課税者であって、次の要件のすべてを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、市町村が認めた方。</p> <p>① 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること</p> <p>② 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること</p> <p>③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと</p> <p>④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していないこと</p>	<p>対象サービス利用者負担 25/100</p> <p>食費・居住費等 25/100</p>

特別養護老人ホーム営の松